**多度津町移住促進家賃補助金交付手続きの流れ（申請～交付）**

**１．申請**

**２．審査**

**３．交付決定通知**

**４．実績報告**

**５．交付額確定**

**６．請求**

**７．支払**

申請者は申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて、町の窓口に提出します。

（申請内容が変更した場合、変更申請書（様式第５号）を　提出）

町は書類を審査します。

町は、申請者に対し、交付決定を通知します。

申請者は３月末日までに実績報告します。

（様式第７号）

町は実績報告を審査し、交付額の確定を通知します。

申請者は、交付確定を受け、請求書を提出します。

（様式第９号）

町は、指定された口座へ支払います。

令和６年４月１日以降に転入された方が対象です

補助対象世帯

※香川県外で３年以上在住した後、転勤、就学その他一時的な居住ではなく、定住の意思をもって転入し、多度津町に住民票の登録をすること。

（１）　補助金の交付申請をする日において、４０歳未満の単身世帯、ともに４０歳未満の夫婦（※）を含む世帯又は３親等以内の未成年の親族を含む世帯が、多度津町へ移住し、多度津町に住民票の登録をすること。

※婚姻届を提出し、受理された２人又は多度津町パートナーシップの宣誓をし、証明書等の交付を受けた２人

（２）　町内に定住する意思があること。

（３）　生活保護法に規定する生活保護受給世帯、その他の公的家賃補助を受けていないこと。

（４）　日本国籍を有していない世帯員は、日本国の永住権を有していること。

（５）　世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に該当しないこと。

（６）　世帯全員が町税、保育料、下水道料及びその他町に納付すべき金銭を滞納していないこと。また、前住所地においても同様に、その市区町村に納付すべき金銭を滞納していないこと。

（７）　世帯全員が、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

（８）　世帯全員が、多度津町東京圏移住支援事業補助金又は多度津町結婚新生活支援事業補助金の交付を受けていないこと。

（９）　世帯全員が、当該補助金に類する他の補助金で、町長が指定する補助金の交付を受けていないこと。

住宅家賃補助金期間・金額

1. 転入した日の属する月の翌月から起算して２４か月目までのうち、連続する１２か月分の家賃を対象とするものであること。
2. 金額

　　　　賃貸住宅契約に定められた賃借料（管理費、共益費及び駐車場使用料等を除く。）から住宅手当等住宅について事業主が従業員に対して支給する住宅に関する全ての手当を差し引いた額の２分の１（１，０００円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額）と２０，０００円のどちらか低い額とする。

補助対象住宅

（１）　補助対象世帯員が契約者

（２）　公営住宅、特定公共賃貸住宅、定住促進住宅その他公的賃貸住宅並びに勤務事務所の官舎、社宅及び社員寮は対象としないこと。

（３）　補助対象世帯員の３親等内の親族が所有又は経営する賃貸住宅は対象としないこと。

交付の申請方法

多度津町移住促進家賃補助金交付申請書（様式第１号）を申請者が本町へ転入した日の属する月の翌月から起算して１２か月目までに提出すること。

なお、補助対象の家賃が申請した日の属する年度を超えるときは、翌年度に係る補助金の交付申請書を４月末日までに提出すること。

添付書類

|  |  |
| --- | --- |
| 添付書類名 | 内容説明・取得方法 |
| 住民票謄本（続柄の記載されたもの） | 多度津町役場住民環境課で取得 |
| **世帯全員の**戸籍の附票又は除票（日本国籍を有する場合） | 本籍地の戸籍担当課で取得 |
| パートナーシップ宣誓証明書又はパートナーシップ宣誓証明カードの写し（多度津町パートナーシップの宣誓をしている場合） |  |
| 住宅の賃貸借契約書の写し |  |
| 多度津町移住促進家賃補助金誓約書（様式第２号） |  |
| 町税に滞納がないことを証明する書類 | 未成年者以外の**世帯全員**の、町税の滞納のない証明書  多度津町役場税務課で取得 |
| 前住所地において市区町村税に滞納がないことを証明する書類 | 未成年者以外の**世帯全員**の、市区町村税の滞納のない証明書  前住所地で住民票の登録があった市区町村担当課で取得 |
| その他、町長が必要と認める書類 |  |

交付の決定

申請書類によって、交付の決定を行い、多度津町移住促進家賃補助金交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知する。

不交付の場合は、多度津町移住促進家賃補助金不交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知する。

申請内容の変更

（１）申請書の内容に変更が生じたときは、多度津町移住促進家賃補助金変更申請書（様式第５号）に関係書類を添えて、提出してもらう。

（２）補助金の額又は補助金の交付期間を変更することと決定したときは、多度津町移住促進家賃補助金交付決定変更通知書（様式第６号）により当該交付決定者に通知する。

実績報告

交付決定者は、多度津町移住促進家賃補助金実績報告書（様式第７号）に支払完了の関係書類を添えて事業年度の３月末日までに提出しなければならない。

額の確定

実績報告により補助金の交付の決定の内容（第８条第２項の規定に基づく決定をした場合は、その決定した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、多度津町移住促進家賃補助金の額の確定通知書（様式第８号）により交付決定者に通知するものとする。

支払

交付決定者は、補助金の支払を受けようとするときは、多度津町移住促進家賃補助金精算払請求書（様式第９号）を町長に提出しなければならない。

交付決定の取消し

多度津町移住促進家賃補助金交付決定取消し等通知書（様式第１０号）により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。